

## 「黒アヒージョ」提供施設情報掲載要領

### (趣旨)

第1 本要領は、千葉県農林水産部流通販売課（以下「流通販売課」という。）が「黒アヒージョ」を取り扱う施設情報を、「黒アヒージョ」特設サイト内に掲載する手続きに関し、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2 「黒アヒージョ」とは、県内の多彩な農林水産物を活用できるアヒージョに、隠し味として千葉県にゆかりの深い調味料である醤油を加えた、新しい千葉県のご当地料理をいう。

### (掲載の基準)

第3 掲載の基準は、個人又は法人が経営する店舗であって、一般消費者へ積極的に「黒アヒージョ」を提供しているものとする。

### (掲載の手続)

第4 情報の掲載を希望する者（以下「掲載申込者」という。）は、『黒アヒージョ』提供施設掲載申込書（別紙1）（以下「掲載申込書」という。）に必要事項を記載し、流通販売課へ提出する。

2 流通販売課は、掲載申込書の内容を確認のうえ、掲載基準に適合する場合のみ施設情報を掲載する。

### (掲載内容の変更)

第5 掲載申込者は、掲載内容に変更が生じたときは、速やかに『黒アヒージョ』提供施設掲載内容変更届出書（別紙2）に必要事項を記載し、流通販売課へ提出する。

### (掲載情報の削除)

第6 掲載情報の削除を希望する者は、『黒アヒージョ』提供施設掲載情報削除申込書（別紙3）（以下「削除申込書」という。）に必要事項を記入し、流通販売課へ提出する。

2 流通販売課は、削除申込書の内容を確認のうえ、掲載情報を削除する。

3 以下の各号に該当する場合、流通販売課は掲載情報を削除することができる。

(1) 掲載申込者が、「黒アヒージョ」の提供を取りやめたとき

(2) 掲載申込書の内容に虚偽、又は誇大な内容が含まれていることが確認されたとき

(3) 掲載申込書の内容に関して、注意、勧告等の行政機関による処分が行われたとき

(4) 利用者からの苦情が寄せられたとき

(5) その他、流通販売課長が掲載情報の削除の必要があると認めたとき

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、「黒アヒージョ」提供施設情報の掲載に関し必要な事項は、流通販売課長が定める。

(附則)

この要領は、令和5年9月12日から施行する。